

会津地域でガソリンスタンドを経営していたが、風評被害による売上減少等が原因で平成23年6月に廃業した申立人について、ガソリンタンク除去費用等の廃業に伴う追加的費用が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

(1) 損害項目 営業損害（廃業に伴う追加的費用）

（内訳）

タンク除去費用 金124万3078円

廃業に伴う解散登記費用及び清算結了登記費用 金21万1400円

(2) 損害期間 自平成23年3月11日 至平成24年2月29日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金145万4478円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月1日

（仲介委員 小島 衛）